

空き家を所有・管理している みなさん！

～適切な管理は所有者等の責務です～



全国的に空き家等が増加傾向にあり、適切に管理が行われていない空き家が防災・衛生・景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす事例が発生しています。



空家対策の推進に関する特別措置法が施行されました。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年5月26日に完全施行され、国及び市町村の責務や、空き家の所有者または管理者（所有者等）は適切な管理に努めることなどが示されました。

◆空き家の所有者等に関する主な内容

- ・ 空き家の適切な管理が所有者等の責務になりました。
- ・ 保安上危険・衛生上有害・景観に悪影響を与える空き家として町が認定した場合・・・
 - 土地の固定資産税が更地と同等となることがあります。
（住宅用地の特例が適用されなくなり、固定資産税が最大6倍となります。）
 - 家屋の除却・修繕、庭木の伐採などを命令することがあります。
（従わない場合、50万円以下の過料に処せられます。）
 - 所有者等が命令に従わない場合、町が行政代執行を行い、所有者等に費用を請求することがあります。



空き家になる前にできること

- ・ 住宅の今後についてどうしたいのか、今から考えておきましょう。
（相続・管理・売却など）
- ・ 遺言書を作成したり、家族・親族などで相続などについての取り決めを明確にしておきましょう
- ・ 法律に関係することなど、相談したい場合は、専門家に相談しましょう。
（相談窓口：空き家・すまい総合相談室 ☎0584-81-8511【要予約】）



空き家を売却せず、管理することになったら

- ・ 家族・親族などと話し合っ、誰が管理の責任者となるか決めましょう。
- ・ 一人で行うのではなく、家族・親族などと協力して管理を行いましょう。
- ・ 相続登記がなされていない場合は、相続登記をきちんと済ませておきましょう。
- ・ 空き家バンクの活用など利活用についても検討してみましよう。



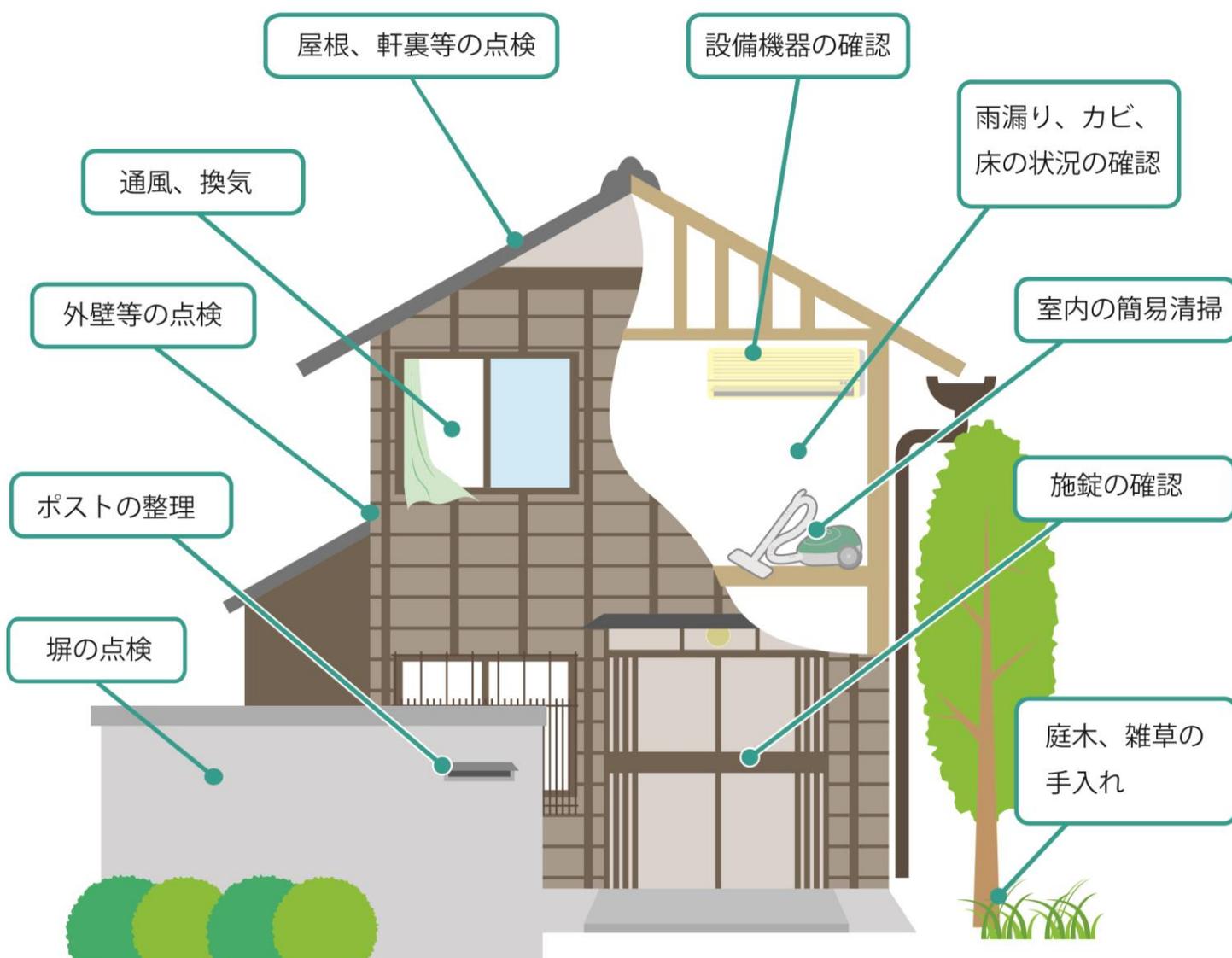
家の点検とお手入れのポイント “どこに注意して管理する？”

◎月1回の定期点検とお手入れを

下図を参考に、定期的に点検をしましょう。また、大雨や台風、地震など災害の後は、必ず点検しましょう。

◎半年に一回は、しっかりとしたお手入れを

室内の清掃、庭木のせん定、除草などをしましょう。外壁や建具などに不具合が見つかった場合は、大工さんなどに依頼し、早めに対処しましょう。



このお知らせに関するお問い合わせはこちらまで

垂井町 企画調整課 ☎0584-22-1151(代)